

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「三」を「二」に改め、同条に次の二号を加える。

三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

第七条の表第二号上欄中「三」を「二」に改め、同表に次のように加える。

十五 ペンタクロロフェ

ノール又はその塩若し

くはエステル

四
にかわ

一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤

二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材

三 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

理 由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質として塩素数が二であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを指定する等の必要があるからである。